

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の四第一項各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたもの（当該法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第四十四条の四第一項第一号又は第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との

合計額とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十三第一項中「第一欄」を「上欄」に、「当該各号の第二欄に掲げる期間内に」を「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に」に、「第二欄」を「中欄」に、「第四欄」を「下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人	資 産	割 合
一 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」という。）又は有線テレビジョン放送に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する連結	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）	百分の六（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は送に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）

法人		
二　電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律第五条に規定する有線放送電話業者に該当する連結法人	当該法人と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	百分の十五
三　放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する連結法人のうち政令で定めるもの及び放送番組を作する事業を営む連結法人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五

第六十八条の二十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第六号から第九号まで」を「第五号から第八号まで」に、「第六号の」を「第五号の」に改め、同項の表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十八条の二十四の次に次の一条を加える。

(飼料製造設備等の特別償却)

第六十八条の二十四の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第四項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、第四十四条の八第一項に規定する飼料製造設備等(以下この項において「飼料製造設備等」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日

を含む連結事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八（建物及びその附属設備については、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第四十四条の八第二項に規定する高度化計画に係る同項に規定する認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、同項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装備（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定す

る個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十五第一項中「第四十四条の九第一項第二号」を「第四十四条の九第一項第一号及び第二号」に改める。

第六十八条の二十八を次のように改める。

第六十八条の二十八 削除

第六十八条の二十九第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

一 医療保健業を営む連結法人	イ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げる	百分の十四
----------------	---	-------

ものを除く。)

□ 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の一十
ハ 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の一十

第六十八条の二十九第二項中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に、「第四十五条の二第一項に」を「第四十五条の二第一項に」に、「第四十五条の二第一項各号」を「第四十五条の二第二項各号」に改め、同条第三項中「第四十五条の二第一項」を「第四十五条の二第一項」に改め、同条第四項中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に改め、「ない病院用」の下に「若しくは診療所用」を、「いた病院用」の下に「又は診療所用」を、「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「病院の」を「病院又は診療所の」に、「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に、「第四十五条の二第四項」を「第四十五条の二第一項」に改め、同条第五項中「第四十五条の二第五項」を「第四十五条の二第五項」に改める。

第六十八条の三十第一項第一号及び第六十八条の三十一第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「その連結事業年度」及び「次の各号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度」を「適用連結事業年度」に、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「当該連結事業年度」を「当該適用連結事業年度」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「場合には」を「場合の当該農業經營改善計画（以下この号において「新農業經營改善計画」という。）に係る適用連結事業年度にあつては」に、「新たな農業經營改善計画に係る認定の日」を「当該新農業經營改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する適用連結事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める連結事

業年度をいう。

- 一 前項第一号に掲げる場合 同号イから二までに掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日を含む連結事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日。以下この号において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日までの期間（同項第一号に規定する新農業經營改善計画にあつては、同号に規定する他の農業經營改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業經營改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業經營改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業經營改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）内の日を含む各連結事業年度

- 二 前項第二号及び第三号に掲げる場合 同項第二号又は第三号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各

## 連結事業年度

第六十八条の三十四の見出しを「（優良賃貸住宅等の割増償却等）」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の三十六」に、「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む連結事業年度の当該賃貸住宅（当該改良のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定

にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額（当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

第六十八条の三十五第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十

七条の二第三項第五号」を「第三項第二号」に、「百分の九」を「百分の五十」に改め、同条第二項を次のように改める。

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備、第四十  
七条の二第三項第四号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第五号に掲げる構築物  
(当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。)をいう。

一 都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（政令で定める部分を除く。）

二 都市再開発法第二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第二十九

条の二第一項に規定する再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

三 都市再生特別措置法第二十五條に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第六十八条の三十七を次のように改める。

**第六十八条の三十七 削除**

第六十八条の二十八第一項中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第六十八条の二十九第一項中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に改め、同条第二項中「第六十八条の三十七第二項」を「前条第二項」に改める。

第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで」を「第六十八条の十六から第六十八条の一十まで、第六十八条の二十の二第一項、第六十八条の二十一から第六十八条の二十七まで又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで」を「第六十八条の十四から第六十八条の二十七又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十四第一項及び第六項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

第六十八条の四十五第一項及び第八項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十第一項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第九項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十六条の四第十項」を「第五十七条第十項」に改め、同条第十項中「第五十六条の四第十項」

を「第五十七条第十項」に改め、同条第十一項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十六条の四第十一項」を「第五十七条第十一項」に改め、同条第十二項中「第五十六条の四第十一項」を「第五十七条第十一項」に改める。

第六十八条の五十一を次のように改める。

第六十八条の五十一 削除

第六十八条の五十九第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第三章第十一節を次のように改める。

第十一節 削除

第六十八条の六十 削除

「第五十八条第一項」に、「第五十八条の二第十二項」を「第五十八条第十三項」に改め、同条第十三項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

第六十八条の六十二第一項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十八条の三第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第二項中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に、「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

第六十八条の六十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の九」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成十五年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同項第一号中「百分の二十」を「百分の十」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条的九第十一項、第六十八条的十第五項、第六十八条的十一第六項及び第七項、第六十八条的十二第六項及び第七項、第六十八条的十三第四項、第六十八条的十四第六項及び第七項、第六十八条的十五第十一項及び第十二項」に改め、同条第五項第二号中「第六十八条的十五第二項から第四項まで及び第六項」を「第六十八条的十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第六十八条的十五第二項中」を「第六十八条的十五第六項中」に、「前条第二項から第四項まで及び第六項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条的八第一項、第六十八条的十一第六項、第六十八条的十二第六項、第六十八条的十四第六項、第六十八条的十五第六項」を「第六十八条的八第一項、第六十八条的九

第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第  
七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第  
十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第七項中「同条第四項第八号から第十一号まで」を「同  
条第四項第九号から第十二号まで」に、「同項第十二号若しくは第十三号まで」を「同項第十三号若しくは第  
十四号」に、「同条第四項第八号から第十三号まで」を「同条第四項第九号から第十四号まで」に改め、  
同条第八項中「同条第四項第八号から第十三号まで」を「同条第四項第九号から第十四号まで」に、「第  
六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第  
六十八条の十五第六項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、  
第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条的十三第四項、第  
六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に、「及び」を「並びに」  
に改め、同条第九項中「第六十八条の七十一第十項若しくは第十一項」を「第六十八条の七十一第十項か  
ら第十二項まで」に、「第六十九第十三項」を「第六十八条の七十九第十四項」に、「第六十  
八条の七十九第十四項」を「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十項若しくは第

十一項、第六十八条の八十三第十一項若しくは第十二項又は第六十八条の八十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項から第十三項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第六十八条の十五第二項中」を「第六十八条の十五第六項中」に、「前条第二項から第四項まで及び第六項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの（第十号に

掲げる譲渡に該当するものを除く。)

第六十八条の六十九第四項中「第六十八条の七十九第十三項」を「第六十八条の七十九第十四項」に、「第六十八条の七十九第十四項」を「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十項若しくは第十一項」を「第六十八条の七十九第十項から第十二項まで」に改める。

第六十八条の七十一第五項中「この項及び第十一項」を「この条」に改め、同条第十六項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有したこととなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有

することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の七十三第七項中「第六十八条の七十一第十一項（）」を「第六十八条の七十一第十一項又は第十二項（これらの規定を）」に、「第六十八条の七十一第十一項各号」を「第六十八条の七十一第十一項に規定する特別勘定の金額又は同条第十二項各号」に、「第六十八条の七十一第十一項の」を「第六十八条の七十一第十一項又は第十二項の」に改める。

第六十八条の七十八第一項の表以外の部分中「第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「あつては平成十四年四月一日」を「あつては、平成十四年四月一日」に改め、「とする。」を削り、「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に改め、「（同表の第十八号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる連結法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公